

令和8年度 社会福祉法人光清学園事業計画

- 社会福祉法人としての公益性を基本とするなか、法人の理念の実現を目指し、地域社会からの期待に応えられる事業運営を継続実施します。
- ご利用者の満足度を高めるとともに、自然災害や感染症などに対するリスク管理を徹底し、事業運営が継続できる組織体制強化に努めます。
- 職員一人ひとりが存分に活躍し働き甲斐を感じられる活力ある組織の構築を一層進めます。
- 介護テクノロジーを活用し積極的に業務改善を進め、効率的かつ良質な福祉サービスが提供できる働きやすい職場づくりをすすめるとともに、安定した収益確保のためコスト意識の浸透を図ります。

◎基本理念 『くすの木のように』

地域にしっかりと根を張って、ご利用者の「自分らしく生きたい」との願いに応えるとともに、支え合う暮らしの創造こそが「くすの木」の心です

◎基本方針

- (1) 利用者の人権を尊重し、良いサービスで、希望と安らぎを提供する
- (2) 地域に貢献できる福祉施設として、その役割を果たす
- (3) 職員としての行動規範を守り、信頼される施設づくりをする
- (4) 公正かつ透明性の高い適正な経営を可能とする組織運営をおこなう

◎今年度行動規範

5 S活動の徹底、実践（整理・整頓・清掃・清潔・躰[しつけ]）

◎総括スローガン

自立経営の為、改革・改善に取り組み、魅力ある介護現場づくりと高品質なサービスを提供し、地域貢献を進め、地域No.1の施設を目指す

◎職員の誓い

- (1) 私たちは、信頼される施設を目指します
- (2) 私たちは、サービスの向上に心がけます
- (3) 私たちは、現状に満足することなく改善に努めます
- (4) 私たちは、みなさんの声に耳を傾けます
- (5) 私たちは、誠実に行動します

■部門別重点事業計画■

◇各事業部門共通

1. 制度改正（介護保険法、障害者総合支援法など）への対応状況を検証するなかで、福祉・介護現場におけるICTをすすめ、効率的な事業運営体制を構築する。
2. 各事業部門における加算手続き等についてきめ細かな検証を行ない収益強化を図る。
3. 地域福祉活動センターの機能を活用し、地域貢献の拠点整備と関係部署間の連携強化による地域福祉への一層の貢献を進める。
4. 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策の強化や事業継続計画（BCP）立案と法人内への周知を図り、安心・安全で持続的な事業運営組織を構築する。
5. 処遇改善諸制度を有効に活用し、新たな人材の採用と人材育成に注力するとともに優秀な人材の確保に努める。

◇管理（事務・給食・安全衛生）

◎具体的活動指針

1. 法令、定款を順守した事業運営を行なうと共に、透明性の高い財務管理に努める。
2. 労務業務の正確性と標準化を進め、組織として安定したコンプライアンス体制を整える。
3. 魅力ある食事の提供と多職種連携による栄養管理を通じて、利用者の健康維持・増進を支える。
4. 法人全体のBCPを定期的に見直すとともに、各部署の業務特性に応じた部署版BCPの整備を進め、全職員が理解し実践できる体制を整える。

◎重点的事業内容

1. 税務・会計処理の正確性を確保し、信頼性の高い運営を行う。
2. 労務業務では、管理システムを活用し、効率的で安定した運用体制を構築する。
3. 栄養管理ソフトを活用し、利用者の栄養状態を継続的に把握。多職種で情報を共有し、健康維持・増進に向けた支援を強化する。
4. 季節の食材や行事食・郷土料理を取り入れ、利用者が楽しめる食事の提供と生活の質の向上を図る。
5. 自然災害BCPの管理運営を担う体制を整備し、関係部署の役割と人員を明確化する。法人版と部署版BCPとの連動を図り、研修・訓練は実効性と継続性を重視した内容へ強化する。
6. 施設建物の経年劣化に伴い、必要となる修繕箇所の把握と優先順位付けを進め、長期的な運営の安定性を確保するため、計画的な修繕計画の検討を行う。

◇特養（特養・医務）

◎具体的活動指針

1. 重度化防止ケアを推進すると共に職員のスキルアップに重点を置いた指導体制作りに取り組みサービスの質向上を目指す。
2. 人材不足等の社会的課題や職員の働き方の変革に適応した業務体制へ変更に取り組み職員の離職防止と職員の満足度の向上を目指す。

◎重点的事業内容

1. 職員採用時からの内部研修及び指導方法を体系化し介護職員のサービスのムラを解消する。
2. ICT 機器及び介護テクノロジーを積極的に活用し、業務内容や役割分担等の見直しを抜本的に行う。

◇通所介護（デイサービス）

◎具体的活動指針

1. 利用者の健康管理や日常活動を通じ、自立支援に向けた適切な医療・介護の提供を行なう。
2. 職員が働きやすい環境を整え、利用者および家族へのサービスと満足度の向上を図る。

◎重点的事業内容

1. 介護予防に重点を置くとともに、中重度障害、重度認知症、精神疾患、医療依存度の高い方の受け皿となれるよう、医療介護の知識や技術の向上を行い、適切なサービスを提供できる体制を目指す。
2. 「介護テクノロジーの活用等による業務改善」と、「人材育成による専門職のスキルアップ」、の2つの柱によって業務を円滑に行い、生産性を向上させる。
3. 職員の待遇を改善することで離職を防止し、職員の定着を促進させることによって、利用者と信頼関係を深め、満足度と本来の介護サービスの質を向上させる。

◇居宅介護支援事業所

◎具体的活動指針

1. 個々の職員が課題とするテーマ及び行政所管部署から推奨されたテーマの研修に積極的に参加し自己研鑽を図る。
2. 部署内会議をはじめ、日頃から職員間で事例検討やサービス資源情報を共有することでケアマネジメントについて事業所全体のレベルアップを図る。
3. 職員が働きやすい執務環境を整えとともに各自がコスト意識を持ち、無理、ムダ、ムラのない業務遂行を図る。

◎重点的事業内容

1. ケアプランデータ連携システムの運用開始など I C T 資源の有効活用を推進していく。事務作業面などの負担軽減と効率化を図る。
2. 感染症や自然災害発生時に居宅介護支援をできるだけ継続できるように地域及び医療・介護サービス事業者との連携方法を確立していく。

◇地域包括支援センター

◎具体的活動指針

1. 介護予防に取り組み、支えあえる地域づくりを推進する。
2. 地域包括支援・介護予防支援及びケアマネジメント業務の円滑な実施を行なう。
3. 関係団体や各種事業所との連携・協力関係を推進する。

4. 感染症や自然災害等への日頃からの備えと業務継続に向けた取組を推進する。
5. 認知症等援護の必要な方々の生活支援・地域支援の充実を図る。

◎重点的事業内容

1. 虚弱高齢者の把握に努め、自立に向けた一般介護予防事業への参加をサポートする。
2. 地域団体や関係機関及び介護保険関連機関との関係強化を図る。
3. 関係機関と連携のうえ虐待等の権利擁護問題に円滑、適正に対応する。
4. 地域ケア会議を開催し、地域の見守り体制や互助活動の構築を推進する。
5. 受託事業や複雑化・複合化した事例等に対応する技術の向上等職員教育を推進する。

◇成人部（障害者支援施設 生活介護、入所支援、短期入所）

◎具体的活動指針

1. ご利用者の重度・高齢化に対応できる職員体制の維持・強化をすすめる。
2. 事業所の専門性と質の向上を目指し、園内研修の実施と各種研修への参加を勧める。
3. 障害者差別解消法の理念を自覚し、設置義務化された「地域連携推進会議」を通してご利用者の社会参加の実践に努める。
4. ご利用者が自らの意思が反映された生活を送るために、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、あるいは支援の仕組みを構築するよう努める。
5. 感染症対策の体調管理の継続と、心身の健康に配慮した就業管理に努める。

◎重点的事業内容

1. 強度行動障害基礎研修などの研修参加により根拠ある福祉サービスを提供する。
2. 人権擁護・虐待防止委員会活動などを通して適切な福祉サービスの実施と点検をする。
3. ご利用者の暮らしが地域社会にあることを「地域連携推進会議」において確認する。
4. ご利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう「意思決定支援」に配慮する。
5. 職員の健康を意識した運営と、職員育成・指導・補佐が相互にできる組織づくり。

◇ワークセンター光清学園（障害福祉サービス事業所 就労継続支援 B 型）

◎具体的活動指針

1. 多様な就労支援ニーズに対応する。
2. 受注作業を見直し、ご利用者の工賃アップの取り組みを推進するとともに課税事業者としての確かな受発注の事務処理をおこなう。
3. 障害者差別解消法の理念・使命を自覚し、ご利用者の社会参加の実践に努める。
4. 福祉専門職員としての人材育成、資格取得を推進する。
5. 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染予防に努め、就労活動の場を安定的に提供する。
6. 就労選択支援についてご本人、ご家族へ情報提供をおこなう。

◎重点的事業内容

1. ご利用者の多様な働く意欲に応え、就労を通じた地域での活躍の場を広げる。

2. 作業効率、受注増加、利用者の適性の把握に取り組み、工賃向上を達成する。
また、広島市南区自立支援協議会就労部会に属し、積極的に情報交換を行なう。
3. 人権擁護・虐待防止委員会活動などを通じ、適切な福祉サービスの実践と点検をする。
4. 研修や自己研鑽、資格取得等を通じ、福祉専門職員としての専門性の向上に努める。
5. 手洗いの指導、手指消毒、日々のバイタルチェックを通じ、感染予防を実施する。
6. 自分に合った、就労先や働き方を主体的に選択できるように就労アセスメントを通じ、就労に必要な評価をおこなう。(就労選択支援)

◇相談支援事業所

◎具体的活動指針

1. 基幹相談支援センター、相談支援事業所の機能強化を図る。
2. 制度に対応し、安定した事業運営と人材育成に努める。
3. 地域、各種関係機関、事業所との地域支援体制の強化を図る。
4. 緊急時（災害、感染症等）に備え事業が継続できる体制づくりに取り組む。

◎重点的事業内容

1. 各専門機関、地域との連携強化のため、情報共有、意見交換など積極的に行なう。
2. 事業ごとに目標を共有し、円滑な事業実施と相談業務を円滑に対応する
3. 南区地域部会を運営し、地域課題の掘り起こしと関係機関との連携強化を図る。
4. 感染症、災害等に備え地域及び関係機関との連携強化を推進する。